

摂津市都市景観まちづくり要綱に基づく届出に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、摂津市都市景観まちづくり要綱（以下「要綱」という。）に基づく届出に関する取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要領は、要綱第12条から第13条及び第17条から第18条で定める事項について適用する。

(届出書の提出方法)

第3条 要綱第12条又は第17条の規定に基づく届出書（以下「届出書」という。）の提出部数は、正副各1部とする。提出方法は原則として持参によるものとする。ただし、やむを得ない場合は、郵送によることができる。

(協議完了)

第4条 本届出にかかる協議が完了した後、届出書の副本に協議完了の旨を記載し、その副本の届出者への返却をもって、協議完了の通知とする。

2 副本の返却方法は、原則として手渡しによるものとする。ただし、やむを得ない場合は、郵送によることができる。

3 副本の受取りがなく、届出書の文書保存期間を経過した場合は市において破棄する。

(完了届出書の提出方法)

第5条 要綱第13条又は第18条の規定に基づく完了届出書（以下「完了届出書」という。）の提出部数は、正副各1部とする。提出方法は原則持参とするが、やむを得ない場合においては、郵送も可とする。

(完了届出書の受付)

第6条 完了届出書の提出があった場合、受付印を押印し、副本を届出者に返却する。

2 副本の返却方法は原則として手渡しによりものとする。ただし、やむを得ない場合は、郵送によることができる。

3 副本の受取りがなく、届出書の文書保存期間を経過した場合は市において破棄する。

(郵送時の取扱い)

第7条 第4条第2項又は第6条第1項について、郵送による返却を希望する場合は、届出者において簡易書留等の郵便物追跡サービスが利用できる返信用封筒（切手貼付け）を提出すること。

2 郵送を利用する場合、本市に責を帰すべき事由を除き、郵送時の事故等に伴い発生する、書類の毀損、紛失、未達に関して本市は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、都市計画課が適宜判断のうえ、処理するものとする。

附則

この要領は、令和7年7月10日から施行する。